

市長記者会見資料
令和4年2月1日

令和4年度 行政組織改正等について

- 1 行政改革推進担当の新設、財政改革推進担当の新設、人材育成改革推進担当への再編
- 2 小名浜区画整理事務所の廃止

(事務担当)
職員課 行政管理係
電話 22-7407

令和4年度 行政組織改正等について

- 1 行政改革推進担当の新設**（総合政策部 政策企画課）
財政改革推進担当の新設（財政部 財政課）
人材育成改革推進担当への再編（総務部 職員課）

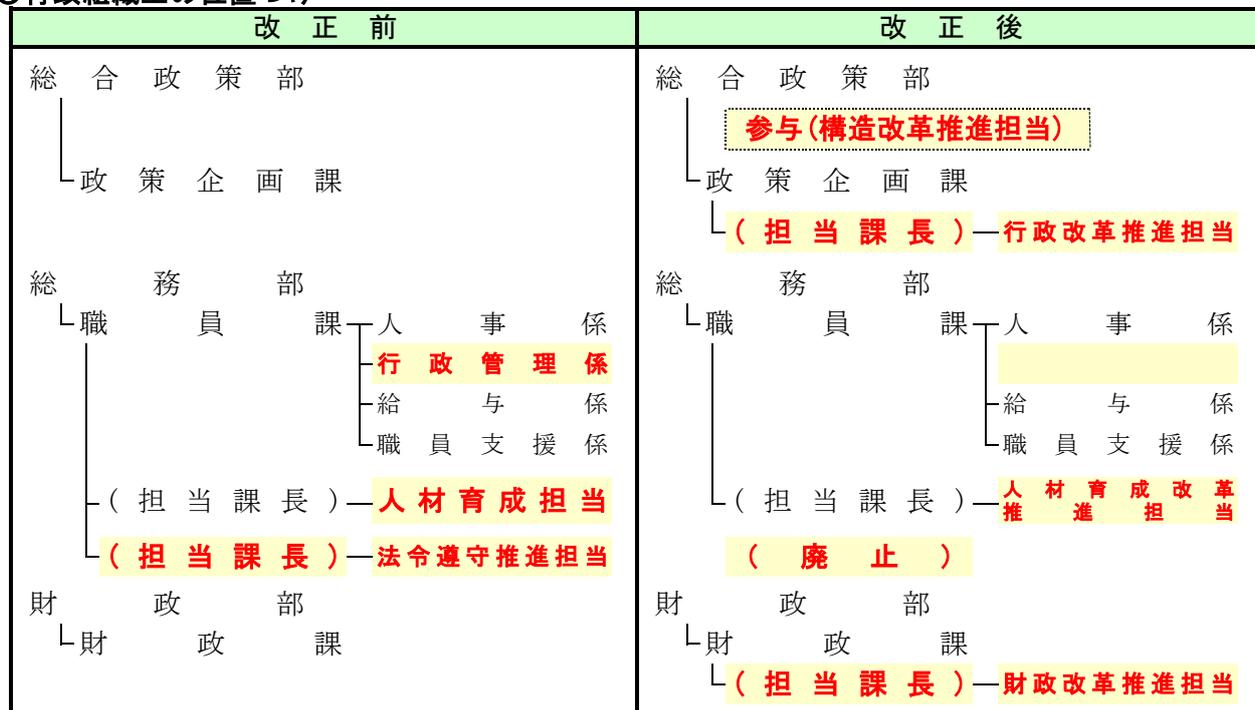
自然災害、感染症などの危機事象、世の中の仕組み・枠組みの変化、人口減少や少子高齢化、若者の流出、公共施設の老朽化など諸課題にしっかりと対応し、柔軟で持続可能な行財政運営を確立しなければなりません。

そのためには、行財政運営の在り様を抜本的に変えていく改革が必要であり、スクラップアンドビルドを念頭に「最適化・効率化・公民連携」の3つの視点で、改革のテーマである「行政改革・財政改革・人事改革」を推進します。

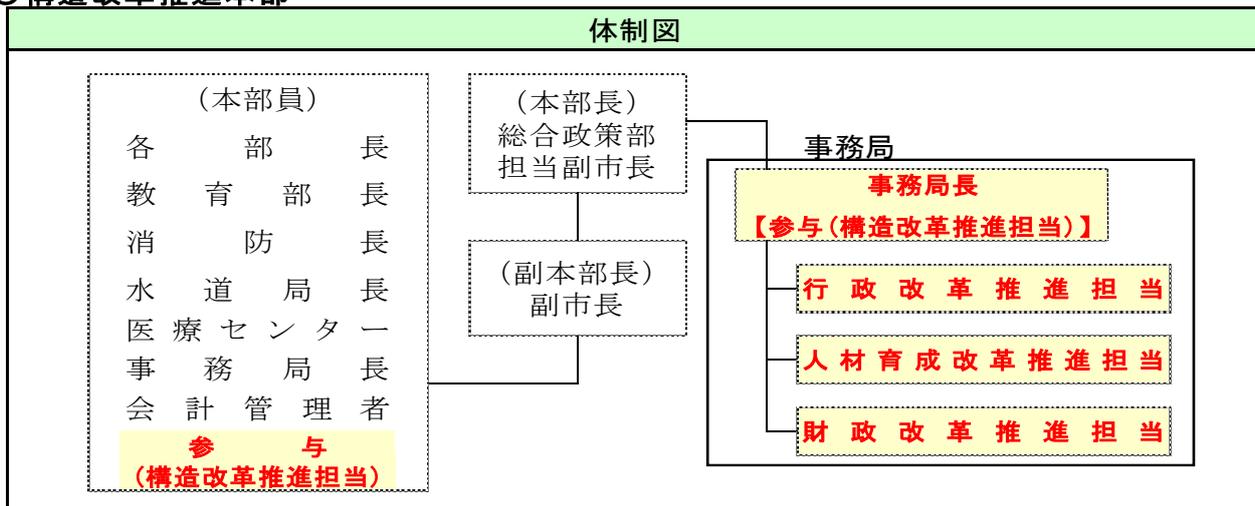
改革を推進するための体制として、行政改革については、政策企画課内に「行政改革推進担当」、財政改革については、財政課内に「財政改革推進担当」を新設し、担当課長を配置します。また、人事改革については、人材育成・法令遵守・人事評価・職員定数など総合的な観点から改革を推進するため、職員課内の「人材育成担当」「法令遵守推進担当」「行政管理係」を「人材育成改革推進担当」に再編します。

また、改革の取組みを強力に推し進めるため、組織横断的な体制として、副市長を本部長とした「構造改革推進本部」を設置し、その総括を担う部長相当職の参与（構造改革推進担当）を新設します。

○行政組織上の位置づけ



○構造改革推進本部



2 小名浜区画整理事務所の廃止

「いわき都市計画事業泉第三土地区画整理事業」（平成2年2月事業計画認可）を行ってきたところですが、事業進捗に伴い令和4年2月に換地処分となる見込みとなったことから、小名浜区画整理事務所を廃止します。

改正前	改正後
都市建設部 ├ 都市計画課 │ └ (担当課長) — 総合交通対策担当 ├ 都市整備課 │ └ 小名浜区画整理事務所 │ └ 勿来区画整理事務所 ├ 建築指導課 ├ 住まい政策課 └ 公園緑地課	都市建設部 ├ 都市計画課 │ └ (担当課長) — 総合交通対策担当 ├ 都市整備課 │ └ (廃 止) │ └ 勿来区画整理事務所 ├ 建築指導課 ├ 住まい政策課 └ 公園緑地課